

# 各務原市立那加第三小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

各務原市立那加第三小学校

「各務原市立那加第三小学校 いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめの問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より抜粋）

### （2）いじめに対する構え

那加第三小学校では、下記の基本認識に基づき、いじめの防止等に取り組みます。

- ・ いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながらいじめは、現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものである。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- ・ いじめは自分から言いにくく、また、教師集団、保護者、地域が見ようと思って見ないと見つけにくい。

また、全教育活動において、児童と教師が安心・安全を最優先に、次のような構えで取り組みます。

#### 1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る

- 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、児童会における子どもの主体的な取組等の推進
- 保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進

#### 2. 学校・教育委員会等との連携を強化する

- 市におけるいじめの問題等に対応する体制の強化
- 電話相談体制（24時間相談ダイヤル）の全ての児童生徒への確実な周知

#### 3. いじめの早期発見と適切な対応を促進する

- 教職員への研修等の充実
- 幅広い外部専門家を活用しいじめの問題等の解決に向け調整・支援する各地域の取組の推進・第三者的立場から調整・解決する取組
- スクールカウンセラー等、幅広い人材を活用した、悩みを相談できる体制等の充実
- いじめの問題への適切な対応の評価

#### 4. 学校と関係機関の連携を促進する

- 警察への早期相談・通報の周知徹底
- 子ども相談センターや民生委員、民間団体等の協力を得て組織する、サポートチームの活用促進